

大規模災害に備え、オストメイト用装具を預かります

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人工膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されます。

これらの事態に備え、千葉市では、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管することで、災害時においても、オストメイトが安心して日常生活を送れるようにします。



●対象者

千葉市に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で、原則として、身体障害者手帳を所持する方。

●保管場所

お住まいの区の保健福祉センター高齡障害支援課

●保管までの流れ

- (1) 概ね1週間分の装具と付属品（いずれも、使用期限が下記保管期限よりも先のもの）を、A4サイズまでの大きさの密閉できる透明のビニール袋（※）に入れます。 ※ 例）マチ付きのクリヤーケース
- (2) 「オストメイト用装具保管依頼書兼同意書」（※）に必要事項を記入の上、ストマ装具と身体障害者手帳を、お住まいの区の保健福祉センター高齡障害支援課へ持参します。

※各区の保健福祉センター高齡障害支援課に備え付けのほか、千葉市障害者自立支援課のホームページからもダウンロードできます。

●災害時にストマ装具を受け取る場合

身体障害者手帳又は本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を、ストマ装具を預けた区の保健福祉センター高齡障害支援課に提示した上で、ご自身のストマ装具を受け取ります。

【注意事項】

2年ごとに交換が必要となります（初回の保管期限は、平成32年9月30日まで）。平成32年8月～9月頃（予定）に新しいストマ装具と交換する手続きをしてください。なお、平成32年4月頃に、交換に関するお知らせをお送りします。

（問い合わせ先）

・ 障害者自立支援課 電話 043-245-5175

・ 各区の保健福祉センター高齡障害支援課

中央区 電話 043-221-2152 若葉区 電話 043-233-8154

花見川区 電話 043-275-6462 緑区 電話 043-292-8150

稲毛区 電話 043-284-6140 美浜区 電話 043-270-3154